

志摩市例規データベース整備業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

志摩市例規データベース整備業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、市例規集等をデータベース化し、例規等の検索・閲覧及び法制執務を支援するシステムを導入するとともに、発注者の求めにより法制執務に精通した者によるサポートが受けられる体制を整備することで、迅速かつ正確に、制定及び改廃に係る例規の立案を可能にし、業務の効率化、正確性・利便性の向上及び職員の法制執務能力の向上を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

ア 例規データベースシステムの構築・導入、更新、保守管理等

イ 法制執務支援

(4) 履行場所

志摩市 地内

(5) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(6) 運用開始日

令和 7 年 4 月 1 日

2. 見積限度額

15,380 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

【内訳】 令和 6 年度：0 円、令和 7 年度～令和 11 年度：各 3,076 千円

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日から契約締結の日までの間、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 令和 6 年 10 月 1 日現在で志摩市契約規則(平成 16 年志摩市規則第 69 号)第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ等）の「事務事業委託 - 2503 システム開発・管理」の「1 システム開発」及び「2 システム管理」の両部門に登録されていること。

- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号)の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 過去 5 年間(令和元年度から令和 5 年度まで)に国又は地方公共団体に対し同種の業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。なお、同種の業務とは 1. (3) の業務をいう。
- (7) 「例規データベースシステム機能調査票(様式第 4 号)」に記載の機能のうち、必須要件とされている機能が、導入されるシステムにおいて全て対応可能であること。

5. 参加申込み及び資格審査

(1) 参加申込み

参加者は、下記一覧の書類を「1 1. 書類提出先及び問合せ先」へ郵送（簡易書留）又は持参にて提出してください。

[提出書類一覧（参加申込み）]

No.	提出書類の名称	様式	規格等
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	同種業務の履行実績届出書	様式第 2 号	契約書(変更契約書)の写し及び業務完了を証する書面を添付してください。
3	事業者概要調書	様式第 3 号	事業者の概要がわかる資料（パンフレット等）を添付してください。
4	例規データベースシステム機能調査票	様式第 4 号	令和 7 年 4 月 1 日時点で具備できる機能について、回答欄に○をしてください。なお、必須要件に○のある項目は全て満たしていなければなりません。

(2) 受付期間

公告日から令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 5 時までの必着とします。ただし、持参の場合は、志摩市の休日定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時

30 分から午後 5 時までの間に提出してください。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「参加資格審査結果通知書(様式第 7 号)」により、郵送にて参加者に通知します。

6. スケジュール

別紙 1 のとおり

7. 提案書類の作成及び提出方法

(1) 提案書類

参加資格審査の結果、参加資格を有するとされた参加者は、下記一覧記載の提案書類を「11. 書類提出先及び問合せ先」へ一括して郵送（簡易書留）又は持参にて提出してください。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とします

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

[提出書類一覧（提案書類）]

No.	提出書類の名称	様式	規格等
1	企画提案書(表紙)	様式第 8 号	・ 正本のみ提出すること。
2	企画提案書	任意様式	・ A4 判両面印刷 10 枚（20 ページ）までとする（目次等を含む）。
3	業務実施体制	任意様式	・ A4 判両面印刷 1 枚(2 ページ)までとする。
4	工程表	任意様式	・ A4 判両面印刷 1 枚(2 ページ)までとする。
5	参考見積書	様式第 9 号	・ 正本のみ提出すること。 ・ 消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。 ・ 見積りの内訳書(可能な限り詳細なもの)を添付すること。

(2) 提案書類に係る留意事項

ア 提案書類は、志摩市例規データベース整備業務委託公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領に基づき作成してください。

イ 提案書類ごとに両面印刷とし、ページ番号を下中央に記載してください。

ウ 提案書類は、2 穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方で「提出書類一覧（提案書類）」の順番にまとめてください。

エ 縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint 等）、フォントは問いません。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにしてください。

オ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めてください。

カ 正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記載してください。

キ 副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をしていないものを提出してください。また、参加者が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないでください。

ク 企画提案書は 1 者 1 提案とします。

（３）提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 10 部

（４）受付期間

参加資格審査結果通知日から令和 6 年 11 月 26 日（火）午後 5 時までの必着とします。ただし、持参の場合は、市の休日及び正午から午後 1 時までの間を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出してください。

郵送により提出する場合においても、受付期間内に必着とします。

8. 審査方法

別紙「志摩市例規データベース整備業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項」によります。

9. 質問及び回答

（１）参加申込みに関すること

ア 参加申込に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「志摩市例規データベース整備業務委託に係る公募型プロポーザル 参加申込みの質問について（業者名）」とし、質問書（様式第 5 号）を「11. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「11. 書類提出先及び問合せ先」まで受信の確認を行ってください。ただし、電話による質問は受付しません。

イ 質問受付期間は、公告日から令和 6 年 10 月 31 日（木）の午後 5 時までとします。ただし、市の休日を除きます。

ウ 回答については、令和 6 年 11 月 5 日（火）の午後 5 時までに、参加者へ電子メールにて回答します。

（２）提案書類に関すること

ア 提案書類に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「志摩市例規データベース整備業務委託に係る公募型プロポーザル 提案書類

の質問について（業者名）」とし、質問書（様式第 5 号）を「11. 書類提出先及び問合せ先」に記載のメールアドレスに送信し、午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話により「11. 書類提出先及び問合せ先」まで受信の確認を行ってください。ただし、電話による質問は受付しません。

イ 質問受付期間は、参加資格審査結果通知日から令和 6 年 11 月 18 日（月）の午後 5 時までとします。ただし、市の休日を除きます。

ウ 回答については、令和 6 年 11 月 21 日（木）午後 5 時までに、参加者へ電子メールにて回答します。

10. 契約手続等

（1）契約交渉相手方等の決定

「8. 審査方法」の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定します。

（2）審査結果の通知

審査結果は、「プロポーザル審査結果通知書（様式第 10 号）」により、郵送にて参加者に通知します。

（3）異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行ってください。

（4）契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定します。

（5）次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。

11. 書類提出先及び問合せ先

（1）書類提出先

志摩市役所 総務部 総務課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

電話番号：0599-44-0201

（2）問合せ先

志摩市役所 総務部 総務課 担当：福村、上村

電話番号：0599-44-0201

e-mail:somu@city.shima.lg.jp

12. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

参加申込書、提案書類及び諸様式（以下「提出書類」という。）並びに審査の過程等は公表しません。

1 3. 提案に係る費用の負担に関する事項

提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とします

1 4. その他

(1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「プロポーザル辞退届(様式第 11 号)」を持参又は郵送により提出してください。

(2) 虚偽記載等

提出書類に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

(3) 言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、参加者に返還しません。

(5) ヒアリング審査時の呼称について

ヒアリング審査時に特定の会社等を推定できるような呼称はしないでください。

別紙 1

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

事 項	期日・期間等
参加申込書及び添付書類の受付	公告日から 令和6年11月 8日（金）午後5時まで
参加申込みに関する質問の受付	公告日から 令和6年10月31日（木）午後5時まで
参加資格審査	令和6年11月11日（月）
参加資格審査結果通知書の送付	令和6年11月12日（火）
ヒアリング等の実施に関する通知	令和6年11月12日（火）
提案書等の受付	参加資格審査結果通知日から 令和6年11月26日（火）午後5時まで
提案書等に関する質問の受付	参加資格審査結果通知日から 令和6年11月18日（月）午後5時まで
ヒアリング等審査の実施	令和6年12月3日（火）
プロポーザル審査結果通知書の送付	令和6年12月6日（金）
委託予定業者との随意契約	令和6年12月下旬ごろ